

6 豊監第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年11月28日

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 水野 晃

定例監査結果報告書

1 監査の対象

滞納整理、不能欠損処分、収入未済の状況及びその事務処理手続き
総務部税務課（町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税）
生活福祉部保険課（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）

2 監査の実施日

令和6年11月20日（水）及び同年11月22日（金）

3 監査の概要

関係書類による検査及び関係職員からの聞き取りにより各担当部署の事務処理手続きの確認と、必要に応じて改善提案を行った。

4 監査の結果

監査を実施した結果、各担当部署の事務処理手続きについては、概ね適正に行われていると認められた。次のような指摘事項が見受けられたため、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望む。

（1）部署間の相互チェック体制の不足

部署間で連携する業務において、相互で実施状況を把握していない例が見受けられた。また、豊山町予算決算会計規則第89条第2項に規定する不納欠損額明細書（様式第49号）及び収入未済額明細書（様式第50号）が未作成であった。これらの書類は、決算時に相互チェックを促す仕組みであるため、会計規則に則った運用を行うか、あるいは規則が不合理なものであるならば、現状に即した会計規則に改めるなどして適切な運用を図られたい。部署間の連携を要する業務にあたっては、情報の伝達に留まらず、完了まで確認し、対応の漏れや遅れを防止する体制の構築に努められたい。

（2）マニュアル、引継書について

内容が不正確、長期間未更新、マニュアルが引継書代わり等の事例が見受けられた。経験の浅い職員であっても、知識やノウハウが円滑かつ確実に引き継がれるよう、正確性に留意し、適正な作成、更新に努められたい。

（3）文書の保存年限について

慣例で永年保管のもの、短期間で廃棄されるものなど保存年限があいまいな文書、データなど保存年限の基準が不明瞭なものが見受けられた。法令に基づき、適切な廃棄を図られたい。